

献呈の辞

金原恭子先生を送る

田中宏治
川瀬貴之

金原恭子先生が令和五年三月末日をもって千葉大学を定年退職されました。

先生は、昭和五七年三月に東京大学法学部第一類を卒業後、同学部第三類に学士入学し、翌昭和五八年三月に卒業、昭和六〇年三月に東京大学大学院法学政治学研究所修士課程を修了し、平成四年三月に同研究所博士課程を単位取得満期退学後、平成六年二月に博士（法学）（東京大学）の学位を取得されました。

そして、先生は、平成六年四月に千葉大学法経学部助教に就任されます。平成一三年四月に同学部教授に昇任し、平成一六年四月に大学院専門法務研究科が設置されると同研究科教授に配置換えとなり、平成二九年四月に同研究科が大学院社会科学研究院に改組されると同研究院教授に配置換えとなり、その六年後の令和五年三月末日で定年を迎えられました。それぞれの部局において、先生は初の女性助教・教授であり、バイオニアであり続けた存在です。

先生は、英米法学の研究者であり、わが国におけるアメリカ憲法学研究の押しも押されぬ第一人者であります。先生のご研究は、純理論的なものから、現在進行形の政治的事象についての提言まで、非常に幅広いも

のですが、以下ではこれを純理論的研究、実践的研究、翻訳、の三つに分けてご紹介させていただきます。

第一に、純理論的研究としては、先生は、とりわけ、宗教と国家との関係における憲法問題を専門とされました。この分野は、わが国において一般には、宗教に対する無関心・無理解から看過されがちな領域であります。先生は、アメリカ合衆国最高裁判所の宗教判例に着目し、その解釈が一義的ではないことを明らかにして学界に新風を吹き込むことに成功されました。特に、ライトモチーフとして「教会内紛への司法介入」の問題を正面から取り上げ、これをわが国に紹介したことは、先生の学問上のプライオリティをなすものであり、学界の趨勢の分水嶺となったテーマであります。そして、現在でもなお、この分野のスタンダードワークとして揺るぎない地位を占めています。

第二に、実践的研究としては、アメリカ合衆国における法の政治に対する優越的關係という視点からの分析手法に先生の達眼が表れています。その手法の面目躍如となったのが、クリントン大統領に対するセクシュアルハラスメントの訴えに端を発する大統領弾劾についての報告書「大統領と弾劾…米国における法と政治との交错」（平成二二年）であり、この報告書は学界の耳目を集めました。

第三に、翻訳は、英米法に限らず、外国法研究者の重要な任務であります。先生のこの分野におけるご功績は、やはり人後に落ちるものではないと断言させていただきます。先生の珠玉の翻訳群の中でも、その学者的膂力が遺憾なく発揮されている作品が、マイケル・J・サンデル『民主制の不満…公共哲学を求めたアメリカ（上）』（平成二二年）であります。これは、アメリカの政治哲学者による憲法研究の翻訳であり、ちょうどその当時、原著者の授業の様子が「サンデル教授のハーバード大学白熱教室」というテレビ番組で放送されたこともあり、先生の翻訳書も一世を風靡し、洛陽の紙価を高めました。

このように、先生の永年の研究業績を、理論、実践および翻訳、という三つの分野に整理して通覧させていた
だくとき、あたかも、若かりし大学院生時代からこのご定年を目標に終始一貫やり通して来られたかのように見
えるのには、ただただ頭が下がります。そして、それゆえにこそ、先生のご研究は、学界において厚い信頼を得
ているのだと改めて納得する次第です。

また、先生は、教育にも研究にも勝るとも劣らぬ熱意を示されました。先生は千葉大学の法経学部、法政経学部、
大学院専門法務研究科および社会科学研究科において「英米法」、「英米法演習」、「法律英語」などを担当されま
した。外国法の中でも最重要の「英米法」の専門家が在籍していることは、先生のご在職中、千葉大の大学とし
ての大きなアドバンテージであり、本学卒業生が公務員、民間企業、法曹界、学界など実に様々な進路を選択す
る礎を築くことができたのは、先生の存在のお蔭でございます。

特筆すべきは、平成七年以降、ほぼ毎年計二六回にわたり、国際的法律業務で活動中の実務家講師を招いた英
米法特別講義を開催し、学部生・大学院生に対し、将来の進路選択の上で重要な示唆を与え、場合によっては直
接の縁故形成に尽くされてきたことであり、その概要は、「主要著作目録」の「講演会」に掲げています。また、
先生が課外においても、女子会や食事を開催するなど、学生を実にきめ細かく扱い続けられていたことは、同
僚としてこれを横目で見ていた私どもには真似のできることではなく、その献身ぶりに驚嘆の念を禁じ得ません。
さらに、先生は、教育それ自体に加え、教育行政においても、八面六臂の活躍をされました。先生は、平成一
五年度に法経学部には法科大学院設置準備委員会の前身であるワーキンググループが設けられた際、その座長に就
任され、アメリカのロースクールでの経験を生かし、法科大学院設置を実現させました。「仮に金原先生が千葉
大にいらっしやらなければ、千葉大には法科大学院は設置されなかったであろう」と今日言われるゆえんであり

ます。また、平成二五年四月から大学院専門法務研究科長、平成二九年四月から評議員兼大学院社会科学研究院副研究院長、平成三一年四月から同研究院長兼法政経学部部長をそれぞれ二年間歴任されました。これらの諸会議において先生が議長役をされる際には、その時間管理は常に完璧で出席者の襟を正させるものであり、特に、社会科学研究院および法政経学部がコロナ禍の難局を乗り越えることができたこと、さらには、同窓会を再建することができたことの二点は、先生以外の者では到底成し遂げられないことでした。

また、先生は、全学レベルでの学内行政においても、その手腕を発揮され、平成二六年四月から七年間、千葉大学経営協議会学内委員を務めた後、令和三年四月から二年間、女性として初めて千葉大学理事に任命され、運営基盤・情報を担当されました。

さらに、先生は、学外においても学界の発展や社会貢献に尽力を惜しませんでした。日米法学会理事、同学会機関紙編集委員、比較法学会監事、千葉県弁護士会綱紀委員会委員、千葉県労働委員会公益委員、公益財団法人末延財団理事は、先生が歴任されたものの一部にすぎません。

こうして、先生の大学教授としてのご業績を、研究、教育、行政、学外貢献に分けて振り返るとき、その一つ一つが充実し、また全体がバランスよく保たれていることに、大学教授のあり方の理想を見出すことができます。とりわけ、先生が創ったといっても過言ではない、専門法務研究科（法科大学院）が間もなく二〇周年を迎える頃に、先生が千葉大学を去られたことは、その黄金時代の終わりを感ぜさせる出来事でした。

私たち年少の同僚に対しても、先生は、大学教授としての範を垂れるとともに、私たち一人一人の研究振りを観察されたうえで賞賛と激励を繰り返してくださいました。先生と同僚にいる幸せを享受することができた私たちは、ここに先生の退職記念論文集を編み、——学生時代の後輩の田中（民法）と隣接分野を専門とする川瀬（法

哲学)がこの献呈の辞を執筆し——これを先生に対する感謝と敬慕の寸志としてお届けする次第でございます。
先生のご退職を幾重にもお祝いし、また、先生のご加餐をお祈り申しあげるとともに、今後とも私たちに完爾
として接してくださいますことをお願い申し上げます。